

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 10 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800373号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800080号

第1 結論

請求者のA市B事業所における平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年9月から平成27年8月までの標準報酬月額については、16万円から17万円とする。

平成26年9月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年9月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年9月1日から平成27年9月1日まで

平成26年の算定基礎届が誤って届出され、本来の標準報酬月額17万円が16万円で決定されていたため、訂正を求めます。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る平成26年の標準報酬月額の決定の基礎となる月の賃金支払内訳明細書及び請求期間の賃金支払内訳明細書並びに厚生年金保険料・健康保険料内訳書により、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(17万円)及び請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額(17万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

よって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記厚生年金保険料・健康保険料内訳書により確認できる厚生年金保険料控除額から17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間について、請求者の平成26年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について標準報酬月

額を16万円から17万円に訂正する届出を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年8月1日に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。